

新旧対照条文

(新旧対象条文一覽)

(本則)

○特許法 (昭和三十四年法律第二百一十一号)	1
○実用新案法 (昭和三十四年法律第二百二十三号)	44
○意匠法 (昭和三十四年法律第二百二十五号)	56
○商標法 (昭和三十四年法律第二百二十七号)	72
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 (昭和五十三年法律第三十号)	100
○弁理士法 (平成十二年法律第四十九号)	103

(附則)

○登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号)	109
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号)	110
○特許法等の一部を改正する法律 (平成十一年法律第四十一号)	112
○産業技術力強化法 (平成十二年法律第四十四号)	113
○特許法等の一部を改正する法律 (平成十四年法律第二十四号)	114
○特許法等の一部を改正する法律 (平成十五年法律第四十七号)	116
○意匠法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第五十五号)	117
○産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号)	119

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条―第四十六条の二）</p> <p>第三章 審査（第四十七条―第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条―第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条―第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第一百条―第一百六条）</p> <p>第三節 特許料（第一百七条―第一百二十二条の三）</p> <p>第五章 特許異議の申立て（第一百三十三条―第二百二十条の八）</p> <p>第六章 審判（第二百一十一条―第七十条）</p> <p>第七章 再審（第七十一条―第七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第七十八条―第八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第八十条―四の三―第八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第八十五条―第九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第九十六条―第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（法人でない社団等の手続をする能力）</p> <p>第六条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすること</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条―第四十六条の二）</p> <p>第三章 審査（第四十七条―第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条―第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条―第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第一百条―第一百六条）</p> <p>第三節 特許料（第一百七条―第一百二十二条の三）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章 審判（第二百一十一条―第七十条）</p> <p>第七章 再審（第七十一条―第七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第七十八条―第八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第八十条―四の三―第八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第八十五条―第九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第九十六条―第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（法人でない社団等の手続をする能力）</p> <p>第六条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすること</p>

ができる。

一 (略)

二 特許異議の申立てをすること。

三・四 (略)

2 (略)

(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 被保佐人又は法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の五までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書、第四十一条第四項若しくは第四十三条第一項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面又は第二百二十条の五第二項若しくは第三十条の二第一項の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

2・4 (略)

ができる。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

2 (略)

(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第三百四十四条の二第一項の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

2・4 (略)

(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条(第五十九条第二項(第七十四条第二項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

二 四 (略)

2 6 (略)

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条(第五十九条第二項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

二 四 (略)

2 6 (略)

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された

(優先権主張書面の補正)

第十七条の四 第四十一条第一項又は第四十三条第一項、第四十条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)
若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第四十一条第四項又は第四十三条第一項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面について補正をすることができる。

(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第十七条の五 特許権者は、第二百二十条の五第一項又は第六項の規定により指定された期間内に限り、同条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。) 第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第三十六条の二第二項本文及び第六十四条第一項において同じ。) から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。)に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(新設)

(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第十七条の四 (新設)

2 | 3 | (略)

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手續を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

2・3 (略)

第二十四条 民事訴訟法第二百二十四条(第一項第六号を除く。)、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第三十条、第三十一条及び第三十二条第二項(訴訟手續の中断及び中止)の規定は、審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手續に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百二十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判長」と、同法第二百二十八条第一項及び第三百三十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百三十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

(特許証の交付)

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した

1 | 2 | (略)

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手續を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

2・3 (略)

第二十四条 民事訴訟法第二百二十四条(第一項第六号を除く。)、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第三十条、第三十一条及び第三十二条第二項(訴訟手續の中断及び中止)の規定は、審査、審判又は再審の手續に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百二十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判長」と、同法第二百二十八条第一項及び第三百三十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百三十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

(特許証の交付)

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において

場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面の特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面〔次項において「証明書」という。〕を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内にその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

第三十六条の二 (略)

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願(以下「外国語書面出願」という。)の出願人は、その特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の

、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面の特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(新設)

第三十六条の二 (略)

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願(以下「外国語書面出願」という。)の出願人は、その特許出願の日から一年二月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一

三第三項において準用する場合を含む。)又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先權の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ條約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有權の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ條約をいう。以下同じ。)第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同條A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一條第一項、第四十三條第一項、第四十三條の二第一項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先權の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先權の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十四條第一項において同じ。)から一年二月以内に外國語書面及び外國語要約書面の日本語による翻譯文を、特許庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該外國語書面出願が第四十四條第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六條第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六條の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外國語書面及び外國語要約書面の日本語による翻譯文を提出することができる。

3
3
6 (略)

項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六條第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六條の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外國語書面及び外國語要約書面の日本語による翻譯文を提出することができる。

3
3
6 (略)

(先願)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合(第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願(第四十四条第二項(第四十六条第六項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。))に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。))において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めたとの出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

5〜7 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。))の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施

(先願)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合(第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願(第四十四条第二項(第四十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。))に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。))において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めたとの出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

5〜7 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。))の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施

権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その特許出願を先の出願の日から一年以内にすることができなかったことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。）

二〇五（略）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合に於ては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第二項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九條、第二十九條の二本文、第三十條第一項及び第二項、第三十九條第一項から第四項まで、第六十九條第二項第二号、第七十二條、第七十九條、第八十一條、第八十二條第一項、第四百四條（第六十五條第六項（第八十四條の十第二項において準

権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二〇五（略）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合に於ては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九條、第二十九條の二本文、第三十條第一項及び第二項、第三十九條第一項から第四項まで、第六十九條第二項第二号、第七十二條、第七十九條、第八十一條、第八十二條第一項、第四百四條（第六十五條第六項（第八十四條の十第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十六條第七項（第十七條の二

用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)並びに第二百二十六条第七項(第十七条の二第六項、第二百十条の五第九項及び第三百四十四条の二第九項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(これらの規定を同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3

第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(外国語書面出願にあつては、外国語書面)に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面)に相当するものに限る。に記載された発明を除く。)については、当該特許出願に

第六項及び第三百四十四条の二第九項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3

第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(外国語書面出願にあつては、外国語書面)に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面)に相当するものに限る。に記載された発明を除く。)については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案

ついて特許掲載公報の発行又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

(先の出願の取下げ等)

第四十二条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づく全ての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

(パリ条約による優先権主張の手続)

掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならぬ。

(先の出願の取下げ等)

第四十二条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から一年三月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 その特許出願が前項、次条第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

3 5 (略)

6 第二項に規定する書類又は前項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により第二項に規定する期間内にその書類又は書面を提出することができないときは

第四十三条 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 その特許出願が前項又は次条第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

3 5 (略)

(新設)

、同項又は前項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。

7 第一項の規定による優先権の主張をした者が前項の規定により第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出したときは、第四項の規定は、適用しない。

（新設）

（パリ条約の例による優先権主張）

第四十三条の二 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願につ

（新設）

いて優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C(1)に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかった者は、その特許出願をすることができなかったことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

（パリ条約の例による優先権主張）

第四十三条の三 （略）

第四十三条の二 （略）

2 （略）

2 （略）

3 前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

3 前条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び第三十条第三項の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな特許出願をする場合における第四十条第三項第二項(第四十三条の二)第二項(前条第三項)において準用する場合を含む。)及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十三条第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第三項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項(これらの規定を第四十三条の二)第二項(前条第三項)において準用する場合を含む。)及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

5・6 (略)

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、第四十一条第四項及び第四十三条第一項(前条第三項)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな特許出願をする場合における第四十条第三項第二項(前条第三項)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十三条第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第三項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項(前条第三項)において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

5・6 (略)

7|

第一項に規定する新たな特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第二号又は第三号に規定する期間内にその新たな特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその新たな特許出願をすることができる。

（新設）

（出願の変更）

第四十六条（略）

2 5 4（略）

5| 第一項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する期間内にその出願の変更をすることができないとき、又は第二項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する三年の期間内にその出願の変更をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその出願の変更をすることができる。

6|（略）

（実用新案登録に基づく特許出願）

第四十六条の二（略）

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎

（出願の変更）

第四十六条（略）

2 5 4（略）

（新設）

5|（略）

（実用新案登録に基づく特許出願）

第四十六条の二（略）

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎

とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、第三十六条の二第二項ただし書及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項の規定による特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第一号又は第三号に規定する期間を経過するまでにその特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその特許出願をすることができる。

4・5 (略)

(出願審査の請求)

第四十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に出願審査の請求がなかつたときは、この特許出願は、取り下げたものとみなす。

5 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について

とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、第三十六条の二第二項ただし書、第四十一条第四項、第四十三條第一項(第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)、及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項の規定による特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第三号に規定する期間を経過するまでにその特許出願をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその特許出願をすることができる。

4・5 (略)

(出願審査の請求)

第四十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に出願審査の請求がなかつたときは、この特許出願は、取り下げたものとみなす。

(新設)

出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、出願審査の請求をすることができる。

6 前項の規定によりされた出願審査の請求は、第一項に規定する期間が満了する時に特許庁長官にされたものとみなす。

7 前三項の規定は、第二項に規定する期間内に出願審査の請求がなかつた場合に準用する。

8 第五項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により特許出願について出願審査の請求をした場合において、その特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許出願が第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定により取り下げられたものとみなされた旨が掲載された特許公報の発行後その特許出願について第五項の規定による出願審査の請求があつた旨が掲載された特許公報の発行前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

（既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知）

第五十条の二 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願（当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつているものに限る

（新設）

（新設）

（新設）

（既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知）

第五十条の二 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願（当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつているものに限る

。) についての前条 (第五十九条第二項 (第七十四条第二項) において準用する場合を含む。) 及び第六十三條第二項において準用する場合を含む。) の規定による通知 (当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかったものを除く。) に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならぬ。

(訴訟との関係)

第五十四條 審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 (略)

(出願公開の請求)

第六十四條の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 (略)

二 その特許出願が第四十三條第一項、第四十三條の二第一項 (第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。) 又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三條第二項 (第四十三條の二第二項 (第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。) 及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。) に規定する書類及び第四十三條第五項 (第四十

。) についての前条 (第五十九条第二項 (第七十四条第一項) において準用する場合を含む。) 及び第六十三條第二項において準用する場合を含む。) の規定による通知 (当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかったものを除く。) に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならぬ。

(訴訟との関係)

第五十四條 審査において必要があると認めるときは、審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 (略)

(出願公開の請求)

第六十四條の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 (略)

二 その特許出願が第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三條第二項 (第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。) に規定する書類及び第四十三條第五項 (第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。) に規定する書面が特許庁長官に提出されていないものである場合

三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面が特許庁長官に提出されていないものである場合

三 (略)

2 (略)

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2 4 (略)

5 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき(更に第百十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。)、第百十四条第二項の取消決定が確定したとき、又は第百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

6 (略)

第六十七条の二の二 (略)

2 3 (略)

4 第一項の規定により同項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、同項の規定にか

三 (略)

2 (略)

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2 4 (略)

5 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき(更に第百十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。)、又は第百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

6 (略)

第六十七条の二の二 (略)

2 3 (略)

(新設)

かわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、一月）以内で同項に規定する日の後二月以内にその書面を特許庁長官に提出することができる。

（特許権者等の権利行使の制限）

第四百四条の三（略）

2（略）

3 第二百二十三条第二項の規定は、当該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない。

（主張の制限）

第四百四条の四 特許権若しくは専用実施権の侵害又は第六十五条第一項若しくは第八十四条の十第一項に規定する補償金の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる決定又は審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。）において、当該決定又は審決が確定したことを主張することができない。

一 当該特許を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決

二（略）

三 当該特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図

（特許権者等の権利行使の制限）

第四百四条の三（略）

2（略）

3 第二百二十三条第二項ただし書の規定は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない。

（主張の制限）

第四百四条の四 特許権若しくは専用実施権の侵害又は第六十五条第一項若しくは第八十四条の十第一項に規定する補償金の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。）において、当該審決が確定したことを主張することができない。

一 当該特許を無効にすべき旨の審決

二（略）

三 当該特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図

面の訂正をすべき旨の決定又は審決であつて政令で定めるもの

(特許料の納付期限)

第百八条 (略)

2・3 (略)

4 特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその特許料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその特許料を納付することができる。

(既納の特許料の返還)

第百十一条 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 (略)

二 第百十四条第二項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

三 (略)

2 前項の規定による特許料の返還は、同項第一号の特許料については納付した日から一年、同項第二号及び第三号の特許料については第百十四条第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による特許料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、

面の訂正をすべき旨の審決であつて政令で定めるもの

(特許料の納付期限)

第百八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(既納の特許料の返還)

第百十一条 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 (略)

二 特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

三 (略)

2 前項の規定による特許料の返還は、同項第一号の特許料については納付した日から一年、同項第二号及び第三号の特許料については審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

(新設)

その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

第五章 特許異議の申立て

（特許異議の申立て）

第百十三条 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたこと。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。

三 その特許が条約に違反してされたこと。

四 その特許が第三十六条第四項第一号又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。

第五章 削除

第百十三条から第百二十条まで 削除

(決定)

第百十四条 特許異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その特許を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならぬ。

3 取消決定が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

4 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号のいずれかに該当すると認めないときは、その特許を維持すべき旨の決定をしなければならない。

5 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(申立ての方式等)

第百十五条 特許異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した特許異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 特許異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許異議の申立てに係る特許の表示

三 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

2 前項の規定により提出した特許異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第百十三条に規定する期間が経過する時又は第百二十条の五第一項の規定による通知がある時のいずれか早い時までにした前項第三号に掲げる事項についてする補正は、この限りでない。

3 審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない。

4 第二百二十三条第四項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。

(審判官の指定等)

第一百六条 第三十六條第二項及び第三十七條から第四十四條までの規定は、第十四條第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

(審判書記官)

第一百七條 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第二百四十四條の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

(審理の方式等)

第一百八條 特許異議の申立てについての審理は、書面審理による。

2 共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手續の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

(参加)

第一百九條 特許権についての権利を有する者その他特許権に関

し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2 第四百四十八条第四項及び第五項並びに第四百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

(証拠調べ及び証拠保全)

第二百二十条 第五百十条及び第五百十一条の規定は、特許異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。

(職権による審理)

第二百二十条の二 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 特許異議の申立てについての審理においては、特許異議の申立てがされていない請求項については、審理することができない。

(申立ての併合又は分離)

第二百二十条の三 同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

(新設)

(新設)

(申立ての取下げ)

第二百二十条の四 特許異議の申立ては、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2 第二百五十五条第三項の規定は、特許異議の申立ての取下げに準用する。

(意見書の提出等)

第二百二十条の五 審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、特許の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

3 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、特許異議の申立てが請求項ごとにされた場合にあつては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

4 前項の場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を

(新設)

(新設)

他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

5 審判長は、第一項の規定により指定した期間内に第二項の訂正の請求があつたときは、第一項の規定により通知した特許の取消しの理由を記載した書面並びに訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を特許異議申立人に送付し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があるとき、又は特許異議申立人に意見書を提出する機会を与えないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

6 審判長は、第二項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第百二十六条第五項から第七項までの規定に適合しないときは、特許権者及び参加人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

7 第二項の訂正の請求がされた場合において、その特許異議申立事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

8 第二項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の五第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第二項の訂正の請求を第三項又は第四項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとに

したときは、その全ての請求を取り下げなければならぬ。

9| 第二百二十六条第四項から第七項まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条第一項、第三項及び第四項、第二百三十一条の二第一項、第二百三十二条第三項及び第四項並びに第二百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第七項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許異議の申立てがされていぬ請求項に係る第一項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(決定の方式)

第二百二十六条の六 特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行わなければならない。

- 一 特許異議申立事件の番号
- 二 特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 決定に係る特許の表示
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

2| 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を特許権者、特許異議申立人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

(決定の確定範囲)

第二百二十条の七 特許異議の申立てについての決定は、特許異議

(新設)

(新設)

申立事件ごとに確定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

一 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、一群の請求項ごとに第二百二十条の五第二項の訂正の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと

二 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、前号に掲げる場合以外の場合 当該請求項ごと

(審判の規定等の準用)

第二百二十条の八 第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第四項、第三百三十五条、第三百五十二条、第三百六十八条、第六十九条第三項から第六項まで及び第七十条の規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2 第二百十四条第五項の規定は、前項において準用する第三百三十五条の規定による決定に準用する。

(特許無効審判)

第二百二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 七 (略)

八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで(第二百二十条の五第九項又は第二百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)、第二百二十条の五第二

(新設)

(特許無効審判)

第二百二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 七 (略)

八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで(第二百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。) 又は第二百三十四条の二第一項ただし書の規定に違

項ただし書又は第三百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

2| 特許無効審判は、利害関係人（前項第二号（特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に該当することを理由として特許無効審判を請求する場合にあつては、特許を受ける権利を有する者）に限り請求することができる。

3・4 | (略)

(延長登録無効審判)

第三百二十五条の二 (略)

2| 延長登録無効審判は、利害関係人に限り請求することができる。

3| 4 | (略)

(訂正審判)

第三百二十六条 (略)

2| 訂正審判は、特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属した時からその決定又は審決（請求項ごとに申立て又は請求がされた場合にあつては、その全ての決定又は審決）が確定するまでの間は、請求することができない。

3| 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなればならない。

反してされたとき。

2| 特許無効審判は、何人も請求することができる。ただし、特許が前項第二号に該当すること（その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に該当することを理由とするものは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

3・4 | (略)

(延長登録無効審判)

第三百二十五条の二 (略)

(新設)

2| 3 | (略)

(訂正審判)

第三百二十六条 (略)

2| 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決（請求項ごとに請求がされた場合にあつては、その全ての審決）が確定するまでの間は、請求することができない。

3| 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という

4～7 (略)

8 訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が取消決定により取り消され、又は特許無効審判により無効にされた後は、この限りでない。

(審判請求書の補正)

第三百三十一条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 第三百三十三条第一項(第三百二十条の五第九項及び第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)の規定により、当該請求書について補正をすべきことを命じられた場合において、当該命じられた事項についてされるべきとき。

2～4 (略)

(特許無効審判における訂正の請求)

第三百三十四条の二 (略)

2～6 (略)

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の五第二項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項

があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならぬ。

4～7 (略)

8 訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が特許無効審判により無効にされた後は、この限りでない。

(審判請求書の補正)

第三百三十一条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 第三百三十三条第一項(第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)の規定により、当該請求書について補正をすべきことを命じられた場合において、当該命じられた事項についてされるべきとき。

2～4 (略)

(特許無効審判における訂正の請求)

第三百三十四条の二 (略)

2～6 (略)

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の四第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項

又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8・9 (略)

(審判官の除斥)

第三百二十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人であるとき、又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

三 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 (略)

五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは特許異議申立人の代理人であるとき、又はあつたとき。

六・七 (略)

(審理の終結の通知)

第三百五十六条 (略)

2 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であつて第六十四条の二第一項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であつて同条第二

又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8・9 (略)

(審判官の除斥)

第三百二十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者若しくは参加人であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者若しくは参加人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の当事者又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 (略)

五 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。

六・七 (略)

(審理の終結の通知)

第三百五十六条 (略)

2 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であつて第六十四条の二第一項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であつて同条第二

項の規定により指定した期間内に被請求人が第三百三十四条の二第一項の訂正の請求若しくは第十七条の五第二項の補正をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

3・4 (略)

(訴訟との関係)

第六十六条 審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2・6 (略)

(再審の請求)

第七十一条 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

2 (略)

(再審の請求期間)

第七十三条 再審は、請求人が取消決定又は審決が確定した後再審の理由を知った日から三十日以内に請求しなければならない。

2 (略)

3 請求人が法律の規定に従って代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により取消決定又は審決があつたこ

項の規定により指定した期間内に被請求人が第三百三十四条の二第一項の訂正の請求若しくは第十七条の四第一項の補正をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

3・4 (略)

(訴訟との関係)

第六十八条 審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2・6 (略)

(再審の請求)

第七十一条 確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

2 (略)

(再審の請求期間)

第七十三条 再審は、請求人が審決が確定した後再審の理由を知った日から三十日以内に請求しなければならない。

2 (略)

3 請求人が法律の規定に従って代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により審決があつたことを知つた日

とを知つた日の翌日から起算する。

4 取消決定又は審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することができない。

5 再審の理由が取消決定又は審決が確定した後に生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

6 (略)

(審判の規定等の準用)

第七十四条 第七十四条、第一百六条から第二百二十条の二まで、第二百二十条の五から第二百二十条の八まで、第三百一十一条第一項、第三百一十一条の二第一項本文、第三百二十二条第三項、第五十四条、第一百五十五条第一項及び第三項並びに第五十六条第一項、第三項及び第四項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2 | 5 | (略)

(再審により回復した特許権の効力の制限)

第七十五条 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内に

の翌日から起算する。

4 審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することができない。

5 再審の理由が審決が確定した後に生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

6 (略)

(審判の規定等の準用)

第七十四条 (新設)

1 | 4 | (略)

(再審により回復した特許権の効力の制限)

第七十五条 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した

において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。

2 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一〇五 (略)

第七十六条 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

(審決等に対する訴え)

第七十八条 取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は第二百十条の五第二項若しくは第三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定に対

当該物には、及ばない。

2 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一〇五 (略)

第七十六条 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

(審決等に対する訴え)

第七十八条 審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書又は第三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

- 2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該特許異議の申立てについての審理、審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 3 6 (略)

(審決又は決定の取消し)

第百八十一条 (略)

- 2 審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消しの判決が確定したときは、更に審理を行い、審決又は決定をしなければならぬ。この場合において、審決又は決定の取消しの判決が、第百二十条の五第二項又は第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決又は決定を取り消さなければならぬ。

(国際出願による特許出願)

第百八十四条の三 (略)

- 2 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願(以下「国際特許出願」という。)については、第四十三条(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。の規定は、適用しない。

(国内公表等)

- 2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 3 6 (略)

(審決又は決定の取消し)

第百八十一条 (略)

- 2 審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消しの判決が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならぬ。この場合において、審決の取消しの判決が、第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならぬ。

(国際出願による特許出願)

第百八十四条の三 (略)

- 2 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願(以下「国際特許出願」という。)については、第四十三条(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

(国内公表等)

第百八十四条の九 (略)

2・4 (略)

5 国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第六十六条第三項ただし書、第二百二十八条、第百八十六条第一項第一号及び第二号並びに第百九十三条第二項第一号、第二号、第七号及び第十号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

6・7 (略)

(補正の特例)

第百八十四条の十二 (略)

2 (略)

(削る)

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法

第百八十四条の九 (略)

2・4 (略)

5 国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第六十六条第三項ただし書、第二百二十八条、第百八十六条第一項第一号及び第二号並びに第百九十三条第二項第一号、第二号、第六号及び第九号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

6・7 (略)

(補正の特例)

第百八十四条の十二 (略)

2 (略)

3 国際特許出願の出願人は、第十七条の三の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内(第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあつた国際特許出願であつて国際公開がされているものについては、出願審査の請求があつた後を除く。)に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法

第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同項中「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは「第百八十四条の四第六項若しくは実用新案法第四十八条の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(拒絶理由等の特例)

第百八十四条の十八 外国語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び特許無効審判については、第四十九条第六号、第百十三条第一号及び第五号並びに第百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の

第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第百八十四条の四第六項若しくは実用新案法第四十八条の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(拒絶理由等の特例)

第百八十四条の十八 外国語特許出願に係る拒絶の査定及び特許無効審判については、第四十九条第六号並びに第百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第六号

四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第六号、第一百三十一条第五号及び第二百二十三条第一項第五号中「外国語書面に」とあるのは「第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に」とする。

(訂正の特例)

第八十四条の十九 外国語特許出願に係る第二百二十条の五第二項及び第二百三十四条の二第一項の規定による訂正及び訂正審判の請求については、第二百二十六条第五項中「外国語書面出願」とあるのは「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第五項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百一十一条第一項第二号、第一百四十三条第三項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第三項、第二百二十五条、第二百二十六条第八項（第三十四条の二第九項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条（第二十條の五第九項及び第三十四条の二第九項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第一項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条若しくは第九十三条を含む。）、第七十五条、第七十六条若しくは第九十三

及び第二百二十三条第一項第五号中「外国語書面」とあるのは「第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(訂正の特例)

第八十四条の十九 外国語特許出願に係る第三十四条の二第一項の規定による訂正及び訂正審判の請求については、第二百二十六条第五項中「外国語書面出願」とあるのは「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第五項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百一十一条第一項第二号、第二百二十三条第三項、第二百二十五条、第二百二十六条第八項（第三十四条の二第九項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条（第三十四条の二第九項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第一項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条若しくは第九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又

条第二項第五号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(特許公報)

第九十三條 (略)

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 三 (略)

四 第四十八條の三第五項(同條第七項において準用する場合を含む。)の規定による出願審査の請求

五 (略)

六 特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ

七 特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。)

八 十 (略)

(書類の提出等)

第九十四條 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、特許異議の申立て、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 (略)

(手数料)

は特許権があるものとみなす。

(特許公報)

第九十三條 (略)

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 (略)

五 審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ

六 審判又は再審の確定審決(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。)

七 九 (略)

(書類の提出等)

第九十四條 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 (略)

(手数料)

第九十五条 (略)

2 4 (略)

5 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

6 12 (略)

13 第九項又は第十一項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第十項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内にこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすることができぬ。

(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第九十五条の四 査定、取消決定又は審決及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は第二百十条の五第二項若しくは第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第九十五条 (略)

2 4 (略)

5 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

6 12 (略)

(新設)

(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第九十五条の四 査定又は審決及び審判若しくは再審の請求書又は第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(詐欺の行為の罪)

第九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第九十九条 (略)

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(過料)

第二百二条 第五十一条(第七十一条第三項、第二百二条(第七十四条第一項)において準用する場合を含む。)及び第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

別表(第九十五条関係)

一〇十 (略)	納付しなければならない者	金額
	特許異議の申立てをする者	一件につき一万六千五百円

(詐欺の行為の罪)

第九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第九十九条 (略)

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(過料)

第二百二条 第五十一条(第七十一条第三項及び第七十四条第一項)から第三項までにおいて準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

別表(第九十五条関係)

一〇十 (略)	納付しなければならない者	金額
	特許異議の申立てをする者	一件につき一万六千五百円

十三 ～ 十六 (略)	十二		
	特許異議の申立てについて の審理への参加を申請する 者	一件につき一千万円	に一請求項につき二千四百 円を加えた額
十一 ～ 十四 (略)			

改正案	現行
<p>（手続の補正）</p> <p>第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続（以下単に「手続」という。）をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、<u>経済産業省令</u>で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、<u>実用新案登録請求の範囲</u>、<u>図面</u>若しくは要約書又は第八条第四項若しくは第十一条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項（第十一条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項（第十一条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面について補正をすることができない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p> <p>一 手続が第二条の五第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。</p> <p>二～四（略）</p> <p>5（略）</p>	<p>（手続の補正）</p> <p>第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続（以下単に「手続」という。）をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、<u>実用新案登録出願の日から政令</u>で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、<u>実用新案登録請求の範囲</u>、<u>図面</u>又は要約書について補正をすることができない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。</p> <p>一 手続が第二条の五第二項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）<u>第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。</u></p> <p>二～四（略）</p> <p>5（略）</p>

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合(その実用新案登録出願を先の出願の日から一年以内に行うことができなかつたことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。)

二五 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項、第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二五 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第二項若しくは第二

第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十三條の第三項若しくは第二項(これらの規定を第十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三條、第三條の二本文、前條第一項から第三項まで、第十一條第一項において準用する同法第三十條第一項及び第二項、第十七條、第二十六條において準用する同法第六十九條第二項第二号、同法第七十九條、同法第八十一條及び同法第八十二條第一項並びに同法第三十九條第三項及び第四項並びに第七十二條、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十六條、第三十一條第二項及び第三十二條並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九條並びに第三十三條の三第三項(これらの規定を同法第六十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六條の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同條第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が第一項若しくは同法第四十一條第一項の規定による優先権の

(第十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三條、第三條の二本文、前條第一項から第三項まで、第十一條第一項において準用する同法第三十條第一項及び第二項、第十七條、第二十六條において準用する同法第六十九條第二項第二号、同法第七十九條、同法第八十一條及び同法第八十二條第一項並びに同法第三十九條第三項及び第四項並びに第七十二條、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十六條、第三十一條第二項及び第三十二條並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九條並びに第三十三條の二第三項及び第三十三條の三第三項(同法第六十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六條の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同條第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が第一項若しくは同法第四十一條第一項の規定による優先権の

主張又は同法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三條の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時に当該先の出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開がされたものとみなして、第三条の二本文又は同法第二十九條の二本文の規定を適用する。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

（先の出願の取下げ等）

第九條 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について第十四條第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づく全ての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出

主張又は同法第四十三條第一項若しくは第四十三條の二第一項若しくは第二項（第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時に当該先の出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開がされたものとみなして、第三条の二本文又は同法第二十九條の二本文の規定を適用する。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

（先の出願の取下げ等）

第九條 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について第十四條第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出

願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

(出願の変更)

第十条 特許出願人は、その特許出願（特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（同法第四十条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものともみなされるものを含む。）を除く。）を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の本送達があつた日から三月を経過した後又はその特許出願の日から九年六月を経過した後は、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び次条第一項において準用する同法第三十条第三項の規定の適用については、この限りでない。

願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から一年三月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

(出願の変更)

第十条 特許出願人は、その特許出願（特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（同法第四十条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものともみなされるものを含む。）を除く。）を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の本送達があつた日から三月を経過した後又はその特許出願の日から九年六月を経過した後は、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第八条第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する同法第三十条第三項及び第四十三条第一項（次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更をする場合における次条第一項において準用する特許法第四十三条第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十三条第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願の日から三月のいづれか遅い日まで」とする。

5～7 (略)

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を次条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9・10 (略)

(特許法の準用)

第三十条 特許法第四百四条の二から第百六条まで（具体的態様の

合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。
4 第一項又は第二項の規定による出願の変更をする場合における次条第一項において準用する特許法第四十三条第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十三条第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願の日から三月のいづれか遅い日まで」とする。

5～7 (略)

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第一項及び第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9・10 (略)

(特許法の準用)

第三十条 特許法第四百四条の二から第百六条まで（具体的態様の

明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置)の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同法第百四条の四中「次に掲げる審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該決定又は審決が確定した」とあるのは「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の決定又は審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

(登録料の納付期限)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により前項の規定により延長された期間内にその登録料を納付することができないときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

(既納の登録料の返還)

第三十四条 (略)

2 (略)

明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置)の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同法第百四条の四中「次に掲げる審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該審決が確定した」とあるのは「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

(登録料の納付期限)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(既納の登録料の返還)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（特許法の準用）

第四十五条 特許法第七十三条（再審の請求期間）、第七十四条第三項及び第五項（審判の規定等の準用）並びに第七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四条第三項中「第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文」とあるのは「実用新案法第三十八条第一項、同法第三十八条の二第一項本文」と、「第三百三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「から第六十八条まで」とあるのは「、第六十七條の二、同法第四十条」と読み替えるものとする。

2 （略）

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例）

第四十八条の十 （略）

2・3 （略）

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用につ

（新設）

（特許法の準用）

第四十五条 特許法第七十三条（再審の請求期間）、第七十四条第二項及び第四項（審判の規定等の準用）並びに第七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文」とあるのは「実用新案法第三十八条第一項、同法第三十八条の二第一項本文」と、「第三百三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「から第六十八条まで」とあるのは「、第六十七條の二、同法第四十条」と読み替えるものとする。

2 （略）

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例）

第四十八条の十 （略）

2・3 （略）

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用につ

いては、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは「第四十八条の四第六項若しくは特許法第八十四条の四第六項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第八十四条の四第一項の国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)

第四十八条の十六 (略)

2~4 (略)

(削る)

5| 第四十八条の六第一項及び第二項、第四十八条の七、第四十八条の八第三項、第四十八条の九、第四十八条の十第一項、第

いては、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の四第六項若しくは特許法第八十四条の四第六項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)

第四十八条の十六 (略)

2~4 (略)

5| 前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、第二条の二第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは、「第四十八条の十六第四項に規定する決定の日」とする。

6| 第四十八条の六第一項及び第二項、第四十八条の七、第四十八条の八第三項、第四十八条の九、第四十八条の十第一項、第

三項及び第四項、第四十八條の十二から第四十八條の十四まで並びに特許法第八十四條の三第二項、第八十四條の九第六項、第八十四條の十二第一項及び第八十四條の十四の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則)

第五十條の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二條第二項、第十四條の二第八項、第二十六條において準用する特許法第九十七條第一項若しくは第九十八條第一項第一号、第三十四條第一項第三号、第三十七條第三項、第四十一條において準用する同法第二百二十五條、第四十一條において、若しくは第四十五條第一項において準用する同法第一百七十四條第三項において、それぞれ準用する同法第三百二十二條第一項、第四十四條、第四十五條第一項において準用する同法第七十六條、第四十九條第一項第一号又は第五十三條第二項において準用する同法第九十三條第二項第五号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(実用新案公報)

第五十三條 (略)

2 特許法第九十三條第二項(第五号から第七号まで、第九号及び第十号に係る部分に限る。)の規定は、実用新案公報に準

三項及び第四項、第四十八條の十二から第四十八條の十四まで並びに特許法第八十四條の三第二項、第八十四條の九第六項、第八十四條の十二第一項及び第八十四條の十四の規定は、第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則)

第五十條の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二條第二項、第十四條の二第八項、第二十六條において準用する特許法第九十七條第一項若しくは第九十八條第一項第一号、第三十四條第一項第三号、第三十七條第三項、第四十一條において準用する同法第二百二十五條、第四十一條において、若しくは第四十五條第一項において準用する同法第一百七十四條第二項において、それぞれ準用する同法第三百二十二條第一項、第四十四條、第四十五條第一項において準用する同法第七十六條、第四十九條第一項第一号又は第五十三條第二項において準用する同法第九十三條第二項第四号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(実用新案公報)

第五十三條 (略)

2 特許法第九十三條第二項(第四号から第六号まで、第八号及び第九号に係る部分に限る。)の規定は、実用新案公報に準

用する。

(手数料)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(実用新案技術評価の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5・8 (略)

(手数料の返還)

第五十四条の二 (略)

2・11 (略)

12 第二項、第四項若しくは第六項、第八項又は第十項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第三項、第七項、第九項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

用する。

(手数料)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(実用新案技術評価の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5・8 (略)

(手数料の返還)

第五十四条の二 (略)

2・11 (略)

(新設)

(過料)

第六十二条 第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条において、又は第四十五条第一項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

(過料)

第六十二条 第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条において、又は第四十五条第一項において準用する同法第七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 意匠登録及び意匠登録出願（第三条―第十五条）</p> <p>第三章 審査（第十六条―第十九条）</p> <p>第四章 意匠権</p> <p>第一節 意匠権（第二十条―第三十六条）</p> <p>第二節 権利侵害（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第三節 登録料（第四十二条―第四十五条）</p> <p>第五章 審判（第四十六条―第五十二条）</p> <p>第六章 再審及び訴訟（第五十三条―第六十条の二）</p> <p>第六章の二 ジュネーブ改正協定に基づく特例</p> <p>第一節 国際登録出願（第六十条の三―第六十条の五）</p> <p>第二節 国際意匠登録出願に係る特例（第六十条の六―第六十条の二十三）</p> <p>第七章 雑則（第六十条の二十四―第六十八条）</p> <p>第八章 罰則（第六十九条―第七十七条）</p> <p>附則</p> <p>（意匠の新規性の喪失の例外）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 意匠登録及び意匠登録出願（第三条―第十五条）</p> <p>第三章 審査（第十六条―第十九条）</p> <p>第四章 意匠権</p> <p>第一節 意匠権（第二十条―第三十六条）</p> <p>第二節 権利侵害（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第三節 登録料（第四十二条―第四十五条）</p> <p>第五章 審判（第四十六条―第五十二条）</p> <p>第六章 再審及び訴訟（第五十三条―第六十条の二）</p> <p>第七章 雑則（第六十条の三―第六十八条）</p> <p>第八章 罰則（第六十九条―第七十七条）</p> <p>附則</p> <p>（意匠の新規性の喪失の例外）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した</p>

書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

（関連意匠）

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法第四十三条第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定に

書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

（新設）

（関連意匠）

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定に

より最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2～4 （略）

（意匠登録出願の分割）

第十条の二 （略）

2 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

より最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2～4 （略）

（意匠登録出願の分割）

第十条の二 （略）

2 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

(特許法の準用)

第十五条 特許法第三十八条(共同出願)、第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項(パリ条約による優先権主張の手續)並びに第四十三条の三(パリ条約の例による優先権主張)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(意匠権の移転の特例)

第二十六条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該意匠権に係る意匠についての第六十条の十二第一項の規定による請求権についても、同様とする。

4 (略)

(登録料の納付期限)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

(特許法の準用)

第十五条 特許法第三十八条(共同出願)、第四十三条第一項から第四項まで(パリ条約による優先権主張の手續)及び第四十三条の二(パリ条約の例による優先権主張)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(意匠権の移転の特例)

第二十六条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

4 (略)

(登録料の納付期限)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

（特許法の準用）

第四十五条 特許法第一百条（利害関係人による特許料の納付）及び第一百一十一条第一項（第三号を除く。）から第三項まで（既納の特許料の返還）の規定は、登録料に準用する。

（特許法の準用）

第五十八条 特許法第七十三条及び第七十四条第五項の規定は、再審に準用する。

2・3 （略）

4 特許法第七十四条第三項の規定は、意匠登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六章の二 ジュネーブ改正協定に基づく特例

第一節 国際登録出願

（国際登録出願）

第六十条の三 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人は、特許庁長官に意匠の

（新設）

第四十五条 特許法第一百条（利害関係人による特許料の納付）並びに第一百一十一条第一項（第三号を除く。）及び第二項（既納の特許料の返還）の規定は、登録料に準用する。

（特許法の準用）

（特許法の準用）

第五十八条 特許法第七十三条及び第七十四条第四項の規定は、再審に準用する。

2・3 （略）

4 特許法第七十四条第二項の規定は、意匠登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）（第一条(vii)に規定する国際出願（以下「国際出願」という。）をすることができる。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際出願をすることができる。

2 前項の規定による国際出願（以下「国際登録出願」という。）をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な物件を提出しなければならない。

（意匠登録出願に関する規定の準用）

第六十条の四 第六十八条第二項において準用する特許法第十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）及び第十八条第一項の規定は、国際登録出願に準用する。

（経済産業省令への委任）

第六十条の五 前二条に定めるもののほか、国際登録出願に関しジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

第二節 国際意匠登録出願に係る特例

（国際出願による意匠登録出願）

第六十条の六 日本国をジュネーブ改正協定第一条(xix)に規定する指定締約国とする国際出願であつて、その国際出願に係るジュ

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ネーブ改正協定第一条(vi)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）についてジュネーブ改正協定第十条(3)(a)の規定による公表（以下「国際公表」という。）がされたものは、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第十条(2)に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）にされた意匠登録出願とみなす。

2 | 二以上の意匠を包含する国際出願についての前項の規定の適用については、同項中「された意匠登録出願」とあるのは、「国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願」とする⁹。

3 | 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係るジュネーブ改正協定第一条(viii)に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された次の表の上欄に掲げる事項は、第六条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

<p>国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所</p>	<p>意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所</p>
<p>国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所</p>	<p>意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所</p>

国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品

意匠に係る物品

4 国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記録された意匠は、第六条第一項の規定により提出した図面に記載された意匠登録を受けようとする意匠とみなす。

(意匠の新規性の喪失の例外の特例)

第六十条の七 第四条第二項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が第四条第二項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、同条第三項の規定にかかわらず、国際公表があつた日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

(関連意匠の登録の特例)

第六十条の八 本意匠の意匠登録出願と関連意匠の意匠登録出願の少なくともいずれか一方が国際意匠登録出願である場合における第十条第一項の規定の適用については、同項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは、「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」とする。

(新設)

(新設)

(秘密意匠の特例)

第六十条の九 国際意匠登録出願の出願人については、第十四条の規定は、適用しない。

(新設)

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十条の十 国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項(第十五条第一項において読み替えて準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)並びに第四十三条の三第二項の規定は、適用しない。

(新設)

2 特許法第四十三条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは、「経済産業省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

(意匠登録を受ける権利の特例)

第六十条の十一 国際意匠登録出願についての第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「ジュネーブ改正協定第一条^(xxviii)に規定する国際事務局」とする。

(新設)

2 国際意匠登録出願については、第十五条第二項において準用

する特許法第三十四条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

(国際公表の効果等)

第六十条の十二 国際意匠登録出願の出願人は、国際公表があつた後に国際意匠登録出願に係る意匠を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後意匠権の設定の登録前に業としてその国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対し、その国際意匠登録出願に係る意匠が登録意匠である場合にその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠であることを知つて意匠権の設定の登録前に業としてその国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対しては、同様とする。

2 特許法第六十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。この場合において、同条第五項中「出願公開後」とあるのは「国際公表後」と、同条第六項中「第一百一条、第四百四条から第四百五条の三まで、第四百五条、第四百五条の二、第四百五条の四から第四百五条の七まで及び」とあるのは「意匠法第三十八条、同法第四十一条において準用する特許法第四百四条の二から第四百五条の二まで及び第四百五条の四から第四百五条の六まで並びに意匠法第五十二条において準用する特許法」と読み替えるものとする。

(新設)

(意匠権の設定の登録の特例)

第六十条の十三 国際意匠登録出願についての第二十条第二項の規定の適用については、同項中「第四十二条第一項第一号の規定による第一年の登録料の納付」とあるのは、「意匠登録をすべき旨の査定又は審決」とする。

(国際登録の消滅による効果)

第六十条の十四 国際意匠登録出願は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、取り下げられたものとみなす。

2 前条の規定により読み替えて適用する第二十条第二項の規定により設定の登録を受けた意匠権（以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。）は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

(関連意匠の移転の特例)

第六十条の十五 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第二十二条第二項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

(関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定の特例)

第六十条の十六 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二項」とする。

〔意匠権の放棄の特例〕

第六十条の十七 国際登録を基礎とした意匠権を有する者は、その意匠権を放棄することができる。

2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

〔意匠権の登録の効果の特例〕

第六十条の十八 国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

〔意匠原簿への登録の特例〕

第六十条の十九 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「意匠権の設定、信託による変更、消滅（存続期間の満了によるものに限る。）又は処分の制限」とする。

2 国際登録を基礎とした意匠権の移転又は消滅（存続期間の満了によるものを除く。）は、国際登録簿に登録されたところによる。

（新設）

（新設）

（新設）

(意匠公報の特例)

第六十条の二十 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第四十四条第四項の規定によるものを除く。」又は回復(第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。)-とあるのは、「第六十条の十四第二項の規定によるもの(ジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新がなかったことによるものに限る。)-を除く。」とする。

(新設)

(国際意匠登録出願の個別指定手数料)

第六十条の二十一 国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定第七条(2)の個別の指定手数料(以下「個別指定手数料」という。)-として、一件ごとに、七万四千六百円に相当する額をジュネーブ改正協定第一条^(xxviii)に規定する国際事務局(次項において「国際事務局」という。)-に納付しなければならない。

(新設)

2 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新(国際登録の日から十五年を経過した後にするものを除く。)-をする者は、個別指定手数料として、一件ごとに、八万四千五百円に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 国際意匠登録出願及び国際登録を基礎とした意匠権については、第四十二条から第四十五条まで及び第六十七条第二項(別表第一号に掲げる部分に限る。)-の規定は、適用しない。

(個別指定手数料の返還)

第六十条の二十二 国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、前条第一項又は第二項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

(新設)

2 前項の規定による個別指定手数料の返還は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による個別指定手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができるとする。

(経済産業省令への委任)

第六十条の二十三 第六十条の六から前条までに定めるもののほか、ジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

(新設)

(手続の補正)

第六十条の二十四 (略)

(手続の補正)

第六十条の三 (略)

(手数料)

(手数料)

第六十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一〇三 (略)

四 国際登録出願をする者

五〇九 (略)

二〇三 (略)

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

五〇八 (略)

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができらる。

(秘密保持命令違反の罪)

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第五十条の四第一項(第六十条の十二第二項において読み替へて準用する同法第六十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円

第六十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一〇三 (略)

(新設)

四〇八 (略)

二〇三 (略)

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

五〇八 (略)

(新設)

(秘密保持命令違反の罪)

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第五十条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

(過料)

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第一百七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

(過料)

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第一百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるとのうちに、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 音の標章にあつては、前各号に掲げるもののほか、商品の譲渡若しくは引渡し又は役務の提供のために音の標章を發する行為</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為</p> <p>4 前項において、商品その他の物に標章を付することには、次の各号に掲げる各標章については、それぞれ当該各号に掲げることが含まれるものとする。</p> <p>一 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の標章 商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすること。</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>4 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。</p> <p>（新設）</p>

二 音の標章 商品、役務の提供の用に供する物又は商品若し

くは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合
(商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に
関する広告自体が記録媒体である場合を含む。)において、
当該記録媒体に標章を記録すること。

5・6 (略)

(商標登録の要件)

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標
については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることが
できる。

一・二 (略)

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形
状(包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号
において同じ。)、生産若しくは使用の方法若しくは時期そ
の他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、
質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若
しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いら
れる方法で表示する標章のみからなる商標

四〇六 (略)

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、
商標登録を受けることができない。

一・二 (略)

(新設)

5・6 (略)

(商標登録の要件)

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標
については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることが
できる。

一・二 (略)

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数
量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しく
は使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、
提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しく
は提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示す
る標章のみからなる商標

四〇六 (略)

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、
商標登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）

イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であつて、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの

四〇 四十七 （略）

十八 商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

十九 （略）

二〇 三 （略）

（商標登録出願）

第五条 （略）

二 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形

三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

（新設）

（新設）

四〇 四十七 （略）

十八 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標

十九 （略）

二〇 三 （略）

（商標登録出願）

第五条 （略）

二 商標登録を受けようとする商標が立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（以下「立体商標」という。）について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

（新設）

、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標

二 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。）

三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。）

四 音からなる商標

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標

3
（略）

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

6
（略）

（地域団体商標）

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）は、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3
（略）

（新設）

（新設）

4
（略）

（地域団体商標）

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結

。)、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一〇三 (略)

二〇四 (略)

(出願時の特例)

第九条 (略)

2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面(次項において「証明書」という。)を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

(商標登録出願の分割)

果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一〇三 (略)

二〇四 (略)

(出願時の特例)

第九条 (略)

2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(新設)

(商標登録出願の分割)

第十条 (略)

2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

(出願公開)

第十二条の二 (略)

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 願書に記載した商標（第五条第三項に規定する場合にあつ

第十条 (略)

2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項及び第二項（第十三条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十三条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

(出願公開)

第十二条の二 (略)

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 願書に記載した商標（第五条第三項に規定する場合にあつ

ては標準文字により現したものを。以下同じ。）

四・五 (略)

(特許法の準用)

第十三条 特許法第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十三条の第三項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「商標登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同法第四十三条の第三項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と、「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一・二 (略)

三 その商標登録出願が第五条第五項又は第六条第一項若しく

ては標準文字により現したものを。第十八条第三項第三号及び第二十七条第一項において同じ。）

四・五 (略)

(特許法の準用)

第十三条 特許法第四十三条第一項から第四項まで並びに第四十三条の第二項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同法第四十三条の第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、同項中「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一・二 (略)

三 その商標登録出願が第六条第一項又は第二項に規定する要

は第二項に規定する要件を満たしていないとき。

(特許法の準用)

第十七条 特許法第四十七条第二項(審査官の資格)、第四十八条(審査官の除斥)、第五十二条(査定的方式)及び第五十四条(訴訟との関係)の規定は、商標登録出願の審査に準用する。

(商標権の分割)

第二十四条 (略)

2 前項の分割は、商標権の消滅後においても、第四十六条第三項の審判の請求があつたときは、その事件が審判、再審又は訴訟に係属している場合に限り、することができる。

(商標権の効力が及ばない範囲)

第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標(他の商標の一部となつているものを含む。)には、及ばない。

一 (略)

二 当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いら

件を満たしていないとき。

(特許法の準用)

第十七条 特許法第四十七条第二項(審査官の資格)、第四十八条(審査官の除斥)、第五十二条(査定的方式)及び第五十四条(訴訟との関係)の規定は、商標登録出願の審査に準用する。この場合において、同法第五十四条第一項中「審決」とあるのは、「登録異議の申立てについての決定若しくは審決」と読み替えるものとする。

(商標権の分割)

第二十四条 (略)

2 前項の分割は、商標権の消滅後においても、第四十六条第二項の審判の請求があつたときは、その事件が審判、再審又は訴訟に係属している場合に限り、することができる。

(商標権の効力が及ばない範囲)

第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標(他の商標の一部となつているものを含む。)には、及ばない。

一 (略)

二 当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。次号において同じ。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時

れる方法で表示する商標

三 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する商標

四 (略)

五 商品等が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標

2 (略)

(登録商標等の範囲)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合においては、第五条第四項の記載及び物件を考慮して、願書に記載した商標の記載の意義を解釈するものとする。

(他人の特許権等との関係)

第二十九条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定

期を普通に用いられる方法で表示する商標

三 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標

四 (略)

五 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標

(新設)

2 (略)

(登録商標等の範囲)

第二十七条 (略)

2 (略)

(新設)

(他人の特許権等との関係)

第二十九条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定

商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権若しくは著作隣接権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

(登録料)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6 (略)

(登録料の納付期限)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

(登録料)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6 (略)

(登録料の納付期限)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 (略)

2 5 (略)

6 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない登録料を納付する場合に準用する。

(既納の登録料の返還)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(登録異議の申立て)

第四十三条の二 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

一・二 (略)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 (略)

2 5 (略)

6 前条第二項の規定は、第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない登録料を納付する場合に準用する。

(既納の登録料の返還)

第四十二条 (略)

2 (略)

(新設)

(登録異議の申立て)

第四十三条の二 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

一・二 (略)

三| その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたこと。

(申立ての方式等)

第四十三条の四 (略)

2と4 (略)

5| 第四十六条第四項の規定は、登録異議の申立てがあつた場合に準用する。

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

一・二 (略)

三| その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたとき。

四と七 (略)

2| 前項の審判は、利害関係人に限り請求することができる。

3| 第一項の審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

4| (略)

第四十六条の二 商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし

(新設)

(申立ての方式等)

第四十三条の四 (略)

2と4 (略)

5| 第四十六条第三項の規定は、登録異議の申立てがあつた場合に準用する。

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

一・二 (略)

(新設)

三と六 (略)

(新設)

2| 前項の審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

3| (略)

第四十六条の二 商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし

し、商標登録が前条第一項第五号から第七号までに該当する場
合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した
ときは、商標権は、その商標登録が同項第五号から第七号まで
に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第五号
から第七号までに該当するに至つた時を特定できないときは、
商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録
の日から存在しなかつたものとみなす。

第四十七条 商標登録が第三条、第四条第一項第八号若しくは第
十一号から第十四号まで若しくは第八条第一項、第二項若しく
は第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四条第一
項第十号若しくは第十七号の規定に違反してされたとき（不正
競争の目的で商標登録を受けた場合を除く。）、商標登録が同
項第十五号の規定に違反してされたとき（不正の目的で商標登
録を受けた場合を除く。）又は商標登録が第四十六条第一項第
四号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は
、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求する
ことができない。

2
(略)

第五十五条 第四十六条第四項の規定は、第五十条第一項、第五
十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は
第五十三条の二の審判の請求があつた場合に準用する。

(特許法の準用)

し、商標登録が前条第一項第四号から第六号までに該当する場
合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した
ときは、商標権は、その商標登録が同項第四号から第六号まで
に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第四号
から第六号までに該当するに至つた時を特定できないときは、
商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録
の日から存在しなかつたものとみなす。

第四十七条 商標登録が第三条、第四条第一項第八号若しくは第
十一号から第十四号まで若しくは第八条第一項、第二項若しく
は第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四条第一
項第十号若しくは第十七号の規定に違反してされたとき（不正
競争の目的で商標登録を受けた場合を除く。）、商標登録が第
四条第一項第十五号の規定に違反してされたとき（不正の目的
で商標登録を受けた場合を除く。）又は商標登録が第四十六条
第一項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項
の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、
請求することができない。

2
(略)

第五十五条 第四十六条第三項の規定は、第五十条第一項、第五
十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は
第五十三条の二の審判の請求があつた場合に準用する。

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項（第二号及び第三号を除く。）、第三百三十二条から第三十三号の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三十五条から第五十四条まで、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第三項及び第四項、第五十七條、第五十八條、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十七條並びに第六十八條から第七十條まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法第四十六條第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六條第一項において準用する特許法第三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三十二条第一項及び第六十七條中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第四十五條第一項及び第六十九條第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判」と、同法第五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判」と読み替えるものとする。

第五十六条 特許法第三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項（第二号及び第三号を除く。）、第三百三十二条から第三十三号の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三十五条から第五十四条まで、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第三項及び第四項、第五十七條、第五十八條、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十七條並びに第六十八條から第七十條まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法第四十六條第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六條第一項において準用する特許法第三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三十二条第一項及び第六十七條中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第四十五條第一項及び第六十九條第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判」と、同法第三十九條第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條

2

(略)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四条第三項及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同条第三項中「第六十七條から第六十八條まで」とあるのは「第六十七條、第六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)
第六十三条 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十二條まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九條中「特許無効審判

第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判」と、同法第六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2

(略)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十三條第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第七十四條第二項中「第六十七條から第六十八條まで」とあるのは「第六十七條、第六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)
第六十三条 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十二條まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十八條第二項中「当該審

若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。

(登録料の納付期限)

第六十五条の八 (略)

2・3 (略)

4| 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項又は第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

(過誤納の登録料の返還)

第六十五条の十 (略)

2 (略)

3| 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

判」とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第七十九条中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。

(登録料の納付期限)

第六十五条の八 (略)

2・3 (略)

(新設)

(過誤納の登録料の返還)

第六十五条の十 (略)

2 (略)

(新設)

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 (略)

2 第十四条から第十五条の二まで及び第十六条から第十七条の二までの規定は、防護標章登録出願の審査に準用する。この場合において、第十五条第一号中「第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同条第三号中「第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 第四十三条の二(第三号を除く。)から第四十五条まで、第四十六条(第一項第三号及び第七号を除く。)、第四十六条の二、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十四条第一項及び第五十五条の二から第五十六条の二までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第四十三条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中「第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同項第六号中「その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつてゐるとき」とあるのは「その商標登録が第六十四条の規定に違反することとなつたとき」と読み替えるものとする。

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 (略)

2 第十四条から第十五条の二まで及び第十六条から第十七条の二までの規定は、防護標章登録出願の審査に準用する。この場合において、第十五条第一号中「第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは、「第六十四条」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 第四十三条の二から第四十五条まで、第四十六条(第一項第六号を除く。)、第四十六条の二、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十四条第一項及び第五十五条の二から第五十六条の二までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第四十三条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中「第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同項第五号中「その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつてゐるとき」とあるのは「その商標登録が第六十四条の規定に違反することとなつたとき」と読み替えるものとする。

5 (略)

(商標登録出願に関する規定の準用)

第六十八条の七 第七十七条第二項において準用する特許法第七十条第三項(第三号に係る部分に限る。)及び第十八条第一項の規定は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。

(領域指定による商標登録出願)

第六十八条の九 (略)

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

(略)	(略)
国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するた めに必要な事項として経済産業 省令で定めるもの	商標の詳細な説明

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)
第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一

5 (略)

(商標登録出願に関する規定の準用)

第六十八条の七 第七十七条第二項において準用する特許法第七十条第三項(第三号に係る部分に限る。)及び同法第十八条第一項の規定は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。

(領域指定による商標登録出願)

第六十八条の九 (略)

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

(略)	(略)

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)
第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一

項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

(商標権の登録の効果の特例)

第六十八条の二十六 国際登録に基づく商標権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 (略)

(手続の補正の特例)

第六十八条の二十八 (略)

2 国際商標登録出願については、第六十八条の九第二項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き、第六十八条の四十の規定は、適用しない。

(国際登録の取消し後の商標登録出願の特例)

第六十八条の三十二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第二項の規定による優先権が認められていたときも

項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の第二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時に」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

(商標権の登録の効果の特例)

第六十八条の二十六 国際登録に基づく商標権の移転、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 (略)

(手続の補正の特例)

第六十八条の二十八 (略)

2 国際商標登録出願については、第六十八条の四十の規定は、適用しない。

(国際登録の取消し後の商標登録出願の特例)

第六十八条の三十二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第二項の規定による優先権が認められていたときも

、前項と同様とする。

5 (略)

6 第一項の規定による商標登録出願をする者がその責めに帰することができない理由により第二項第一号に規定する期間内にその出願をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその出願をすることができらる。

7 前項の規定によりされた商標登録出願は、第二項第一号に規定する期間が満了する時にされたものとみなす。

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)

第六十八条の三十三 (略)

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、同条第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特例)

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第十三条の二第四項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十三条の三第三項、第四十六条第三項、第四十六条の二、第五十四条、第五十六条第一項に

、前項と同様とする。

5 (新設) (略)

(新設)

(新設)

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)

第六十八条の三十三 (略)

2 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特例)

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第十三条の二第四項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十三条の三第三項、第四十六条第二項、第四十六条の二、第五十四条、第五十六条第一項に

において若しくは第六十一条において準用する同法第百七十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第百三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第四号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

(登録商標に類似する商標等についての特則)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、色彩のみからなる登録商標については、適用しない。

(証明等の請求)

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類若しくは第五条第四項の物件の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類又は同項の物件については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 4 (略)

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

において若しくは第六十一条において準用する同法第百七十四条第二項においてそれぞれ準用する同法第百三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第四号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

(登録商標に類似する商標等についての特則)

第七十条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(証明等の請求)

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 4 (略)

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一〇九 (略)

十 第七十二条第一項の規定により書類又は第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者

十一 (略)

2・3 (略)

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5〃8 (略)

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(特許法の準用)

第七十七条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並び

一〇九 (略)

十 第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

十一 (略)

2・3 (略)

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5〃8 (略)

(新設)

(特許法の準用)

第七十七条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並び

に第九十四条（手続）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」

申請と同時に納付すべき登録料（商標法第四十三条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき。」と、同法第十八条の二第一項中「できないもの」とあるのは「できないもの（商標法第五条の二第一項各号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に該当するものを除く。）」と読み替えるものとする。

に第九十四条（手続）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第六条第一項第一号中「出願審査の請求」とあるのは「登録異議の申立て」と、同法第七条第四項中「相手方が請求した審判又は再審」とあるのは「その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審」と、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」

規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料（商標法第四十三条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき。」と、同法第十八条の二第一項中「できないもの」とあるのは「できないもの（商標法第五条の二第一項各号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に該当するものを除く。）」と、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「審判」とあるのは「登録異議の申立

規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料（商標法第四十三条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき。」と、同法第十八条の二第一項中「できないもの」とあるのは「できないもの（商標法第五条の二第一項各号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に該当するものを除く。）」と、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「審判」とあるのは「登録異議の申立

37 (略)

(過料)

第八十三条 第二十八条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十三条の八（第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において、第六十一条（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第三項において、第六十二条第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第二項において、又は第六十二条第二項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十八条第三項において、それぞれ準用する特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(特許法の準用)

第九条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条

てについての審理及び決定、審判」と、同法第九十四条第一項中「審判」とあるのは「登録異議の申立て、審判」と読み替えるものとする。

37 (略)

(過料)

第八十三条 第二十八条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十三条の八（第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において、第六十一条（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第二項において、第六十二条第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第二項において、又は第六十二条第二項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十八条第三項において、それぞれ準用する特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(特許法の準用)

第九条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条

(審査官の除斥)、第五十二条(査定の方式)及び第五十四条(訴訟との関係)の規定は、書換登録の申請の審査に準用する。

(商標権の消滅)

第十一条 書換登録の申請をすべき者が附則第三条第二項若しくは第三項に規定する期間内に書換登録の申請をしなかつた場合、書換登録の申請について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した場合、附則第十四条第一項の審判において書換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合又は附則第二十七条第二項において準用する特許法第十八条第一項若しくは第十八条の二第一項の規定により書換登録の申請が却下された場合には、その商標権は、存続期間満了日の後に到来する存続期間の満了の日に消滅する。

(書換登録の無効の審判)

第十四条 (略)

- 2| 前項の審判は、利害関係人に限り請求することができる。
- 3| 第一項の審判は、書換登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。
- 4| 第四十六条第三項及び第四項の規定は、書換登録の無効の審判に準用する。

(特許法の準用)

(審査官の除斥)、第五十二条(査定の方式)及び第五十四条(訴訟との関係)の規定は、書換登録の申請の審査に準用する。この場合において、同法第五十四条第一項中「審決」とあるのは、「登録異議の申立てについての決定若しくは審決」と読み替えるものとする。

(商標権の消滅)

第十一条 書換登録の申請をすべき者が附則第三条第二項若しくは第三項に規定する期間内に書換登録の申請をしなかつた場合、書換登録の申請について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した場合、附則第十四条第一項の審判において書換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合又は附則第二十七条第二項において準用する特許法第十八条第一項若しくは同法第十八条の二第一項の規定により書換登録の申請が却下された場合には、その商標権は、存続期間満了日の後に到来する存続期間の満了の日に消滅する。

(書換登録の無効の審判)

第十四条 (略)

- 2| 前項の審判は、書換登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。
- 3| 第四十六条第二項及び第三項の規定は、書換登録の無効の審判に準用する。

(特許法の準用)

第十七条 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項（第二号及び第三号を除く。）、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条、第三百六十七条並びに第三百六十八条から第七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法附則第十七条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三百三十二条第一項及び第六十七七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第三百四十五条第一項及び第六十九條第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判」と、同法第三百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と読み替えるものとする。

第十七条 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項（第二号及び第三号を除く。）、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条、第三百六十七条並びに第三百六十八条から第七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法附則第十七条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三百三十二条第一項及び第六十七七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第三百四十五条第一項及び第六十九條第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判」と、同法第三百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と、同法第六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第二十条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四條第三項及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第三項中「第六十七條から第六十八條まで」とあるのは「第六十七條、第六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

(指定商品が二以上の商標権についての特則)

第二十五条 指定商品が二以上の商標権についての附則第十二條第三項、附則第十四條第四項において準用する第四十六條第三項、附則第十五條、附則第十七條第一項において準用する特許法第三十二條第一項又は次條第一項の規定の適用については、指定商品ごとに書換登録がされたものとみなす。

(過料)

第三十条 附則第十七條第一項において、附則第二十条において準用する特許法第七十四條第三項において、又は附則第二十条において準用する意匠法第五十八條第二項において、それぞれ準用する特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七條第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

(特許法の準用)

第二十条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第二項中「第六十七條から第六十八條まで」とあるのは「第六十七條、第六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

(指定商品が二以上の商標権についての特則)

第二十五条 指定商品が二以上の商標権についての附則第十二條第三項、附則第十四條第三項において準用する第四十六條第二項、附則第十五條、附則第十七條第一項において準用する特許法第三十二條第一項又は次條第一項の規定の適用については、指定商品ごとに書換登録がされたものとみなす。

(過料)

第三十条 附則第十七條第一項において、附則第二十条において準用する特許法第七十四條第二項において、又は附則第二十条において準用する意匠法第五十八條第二項において、それぞれ準用する特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七條第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。



改正案	現行
<p>（取り下げられたものとみなす旨の決定）</p> <p>第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>（国際予備審査の請求の手續の不備等）</p> <p>第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。</p> <p>（手数料）</p> <p>第十八条 （略）</p> <p>2 次の表の第二欄に掲げる者は、それぞれ同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料を納付しなければならない</p>	<p>（取り下げられたものとみなす旨の決定）</p> <p>第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。） 、第三項又は第四項の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>（国際予備審査の請求の手續の不備等）</p> <p>第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）又は第四項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。</p> <p>（手数料）</p> <p>第十八条 （略）</p> <p>2 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。</p>

一	二	三
(略)	(略)	(略)
一件につき十一万円	一件につき一万三千円	一件につき三万六千円
条約第三条(4)(iv)の手 数料のうち、国際事 務局(条約第二条(xix) の国際事務局をいう 。以下同じ。)に係 るものの金額として 政令で定める金額	条約第三条(4)(iv)の手 数料のうち、特許庁 以外の条約に規定す る国際調査機関及び 国際事務局に係るも のの金額として政令 で定める金額	条約第三十一条(5)の 手数料のうち、国際 事務局に係るものの 金額として政令で定 める金額

一	二	三
(略)	(略)	(略)
一件につき十一万円	一件につき一万三千円	一件につき三万六千円

3| 前項の表二の項の中欄に掲げる者は、前項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経

(削る)

3

特許法第九十五条第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項から第十三項までの規定は第一項及び前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料について、同法第九十五条第八項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分を除く。)について、それぞれ準用する。

濟産業省令で定める金額の同表二の項に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。

4

第二項の表の中欄に掲げる者は、前二項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の国際事務局(条約第二条^(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に対する手数料を納付しなければならない。

5

特許法第九十五条第四項、第五項、第七項、第八項、第十一項及び第十二項の規定は、第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

改正案	現行
<p>（弁理士の使命）</p> <p>第一条 弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産権（同条第二項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律で「意匠に係る国際登録出願」とは、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十条の三第二項に規定する国際登録出願をいう。</p> <p>3 この法律で「商標に係る国際登録出願」とは、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第六十八条の二第一項に規定する国際登録出願をいう。</p> <p>4 7 （略）</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 この法律で「国際登録出願」とは、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第六十八条の二第一項に規定する国際登録出願をいう。</p> <p>3 6 （略）</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議</p>

実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる事務についての相談

3| 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一| 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。

二| 外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠又は商標に関する権利に関する手続（日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者が行う

申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。

一・二 (略)

(新設)

3| 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じ、又は外国の行政官庁若しくはこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する権利に関する手続（日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者が行うものに限る。）に関する資料の作成その他の事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

(新設)

(新設)

ものに限る。) に関する資料の作成その他の事務を行うこと

三 発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であつて既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。）、回路配置（既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。）又は事業活動に有用な技術上の情報（既に秘密として管理されているものを除く。）の保護に関する相談に応ずること。

第五条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

2 (略)

第六条 弁理士は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）第一百七十八条第一項、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。

（業務を行ない得ない事件）

第三十一条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合

（新設）

第五条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願若しくは国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

2 (略)

第六条 弁理士は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）第一百七十八条第一項、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四十七条第一項、意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第五十九条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。

（業務を行ない得ない事件）

第三十一条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合

合は、この限りでない。

一〇五 (略)

六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく^{一〇}と認められるものであつて、自らこれに関与したもの

(設立等)

第三十七条 (略)

2 第一条及び第三条の規定は、特許業務法人について準用する。

(特定の事件についての業務の制限)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 特許業務法人の社員等は、当該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

一〇四 (略)

五 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依

合は、この限りでない。

一〇五 (略)

六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

(設立)

第三十七条 (略)

(新設)

(特定の事件についての業務の制限)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 特許業務法人の社員等は、当該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

一〇四 (略)

五 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依

頼を承諾した事件であつて、自らこれに關与したもの

六 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼關係に基づく認められるものであつて、自らこれに關与したもの

(設立、目的及び法人格)

第五十六条 (略)

2 弁理士会は、弁理士及び特許業務法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び特許業務法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 (略)

(総会の決議の取消し)

第七十二条 経済産業大臣は、弁理士会の総会の決議が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消しを命ずることができる。

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、

頼を承諾した事件

六 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼關係に基づく認められるもの

(設立、目的及び法人格)

第五十六条 (略)

2 弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 (略)

(総会の決議の取消し及び役員解任)

第七十二条 経済産業大臣は、弁理士会の総会の決議又は役員行為が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員解任を命ずることができる。

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て

意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）	登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項
課税標準	課税標準	税率	税率
一～十四（略）	一～十四（略）	十五 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む、国際登録簿への登録を除く。）	十五 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）
(一)～(七)（略）	(一)～(七)（略）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
十六～百六十（略）	十六～百六十（略）		

改正案	現行
<p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）</p> <p>第十二条 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求することができる。ただし、国際出願（国際出願法第二条に規定する国際出願をいう。以下同じ。）に係る事項については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許法第二十七条第一項の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項（同法第六十条の十九において読み替えて適用する場合を含む。）の意匠原簿又は商標法第七十一条第一項（同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）の商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製された部分に記録されている事項であつて経済産業省令で定めるもの</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（これらの規定を実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。</p>	<p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）</p> <p>第十二条 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求することができる。ただし、国際出願（国際出願法第二条に規定する国際出願をいう。以下同じ。）に係る事項については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許法第二十七条第一項の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項の意匠原簿又は商標法第七十一条第一項（同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）の商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製された部分に記録されている事項であつて経済産業省令で定めるもの</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。</p>

4
・
5

(略)

4
・
5

(略)

○特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号）

（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特許法の一部改正に伴う経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 この法律の施行後にされた特許出願であつて、特許法第四十条第二項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりこの法律の施行前にしたものとみなされるものについては、特許法第四十条第四項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。</p> <p>3 前条第四号に掲げる規定の施行前にした実用新案登録出願若しくは意匠登録出願に係る出願の変更については、第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 〵 14（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特許法の改正に伴う経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 この法律の施行後にされた特許出願であつて、特許法第四十条第二項（同法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十四条第四項（新特許法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。</p> <p>3 前条第四号に掲げる規定の施行前にした実用新案登録出願若しくは意匠登録出願に係る出願の変更については、新特許法第四十六条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 〵 14（略）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等）</p> <p>第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法 第一百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十 五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律 第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関 する特許法第一百七条第二項の規定、同法第九十五条第四項及 び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出 願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第三 項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手 続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適 用については、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に 規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人又は 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国 立大学法人等」という。）は、国とみなす。</p> <p>一～四（略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等）</p> <p>第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法 第一百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十 五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律 第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関 する特許法第一百七条第二項の規定、同法第九十五条第四項及 び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出 願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第五 項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手 続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適 用については、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に 規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人又は 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国 立大学法人等」という。）は、国とみなす。</p> <p>一～四（略）</p>

○特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（第一条の規定による特許法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 第一条の規定による改正後の特許法第八十四条の三第二項（同法第八十四条の二十第六項、実用新案法第四十八条の三第二項及び同法第四十八条の十六第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。</p> <p>3（略）</p> <p>（第二条の規定による特許法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第二条の規定（特許法第一条の改正規定、同法第一百十二条の三第二項の改正規定及び同法第七十五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の特許法（以下この条において「新特許法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下「施行日」という。）以後にする特許出願（施行日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたもの）とみなされるもの（以下この項において「施</p>	<p>附則</p> <p>（第一条の規定による特許法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 第一条の規定による改正後の特許法第八十四条の三第二項（同法第八十四条の二十第六項、実用新案法第四十八条の三第二項及び同法第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。</p> <p>3（略）</p> <p>（第二条の規定による特許法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第二条の規定（特許法第一条の改正規定、同法第一百十二条の三第二項の改正規定及び同法第七十五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の特許法（以下この条において「新特許法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下「施行日」という。）以後にする特許出願（施行日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたもの）とみなされるもの（以下この項において「施</p>

行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。)を含む。
。)について適用し、施行日前にした特許出願(施行日前の特
許出願の分割等に係る特許出願を除く。)については、なお従
前の例による。

2・3 (略)

行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。)を含む。
。)について適用し、施行日前にした特許出願(施行日前の特
許出願の分割等に係る特許出願を除く。)については、なお従
前の例による。

2・3 (略)

○特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（特許法の一部改正に伴う経過措置） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、一部施行日以後にする特許出願（一部施行日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により一部施行日前にされたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を含む。）に係る手数料について適用し、一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る手数料については、旧特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4～15（略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（特許法の改正に伴う経過措置） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、一部施行日以後にする特許出願（一部施行日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により一部施行日前にされたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を含む。）に係る手数料について適用し、一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る手数料については、旧特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4～15（略）</p>

○意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（商標法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 小売等役務について使用をする商標について商標登録を受けようとする者が、商標法第九条の二、第九条の三又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条の三第二項の規定により優先権を主張しようとする場合において、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下この項において「出願日」という。）が、この法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日を出願日とみなす。</p> <p>5（略）</p> <p>（使用に基づく特例の適用）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（商標法の改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 小売等役務について使用をする商標について商標登録を受けようとする者が、商標法第九条の二、第九条の三又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条の二第二項の規定により優先権を主張しようとする場合において、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下この項において「出願日」という。）が、この法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日を出願日とみなす。</p> <p>5（略）</p> <p>（使用に基づく特例の適用）</p>

第八条 前条第三項の規定により同日にしたものとみなされた二以上の商標登録出願がある場合において、その商標登録出願がこの法律の施行前から自己の業務に係る小売等役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている商標について商標登録を受けようとするものであるときは、その商標登録出願人は、使用に基づく特例の適用を主張することができる。

2
5
(略)

第八条 前条第四項の規定により同日にしたものとみなされた二以上の商標登録出願がある場合において、その商標登録出願がこの法律の施行前から自己の業務に係る小売等役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている商標について商標登録を受けようとするものであるときは、その商標登録出願人は、使用に基づく特例の適用を主張することができる。

2
5
(略)

改正案	現行
<p>第七十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいい、集中実施期間中にされたものに限る。）をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。</p>	<p>第七十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいい、集中実施期間中にされたものに限る。）をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料を軽減し、又は免除することができる。</p>